

宮農継続緊急支援事業（復旧支援）

（令和8年8月大雨被害対策）

令和8年8月29日からの大雨により被害を受けた**農業用施設・機械の修繕・再取得**等に要する費用を支援します。

支援を希望する場合は、**被害状況届出書に施設・機械の状況が分かる写真を添付して市町に提出**してください。

対象者

8/29からの大雨で被害を受けた市町の生産者

（福井市、永平寺町、あわら市、坂井市、大野市、勝山市、鯖江市）

※農産物の販売実績がある方（自家消費のみは×）

支援内容

補助率：1/2以内

補助対象：修繕・再取得にかかる費用

- ・単価（税抜）50万円以上が対象
- ・原型復旧（同じ種類・規模・能力・使用目的）が基本

採択要件：事業実施の翌々年度まで経営面積を減らさないこと

申請経路



宮農継続緊急支援事業（復旧支援）

（令和8年8月大雨被害対策）

主な注意事項

- ・対象となる施設・機械の種類、共済等への加入状況、共済金等の支払いの有無により、補助率が異なります。
- ・修繕・再取得した施設・機械は、保険・共済への加入が求められます。
- ・修繕・再取得した施設・機械は、一定の期間※、補助金を申請した用途のとおり使用する必要があります。

期間内に財産処分（譲渡、交換、貸付、廃棄、担保設定等）を行う場合、補助金の返納が必要になる場合があります。

※一定の期間＝法定耐用年数（例えば、農業用機械は7年）

上記の注意点は一例です。詳細はお問い合わせください。

※切、問い合わせ先

申請先：お住いの市町の農政担当部局等

提出締切：市町によって異なります。お住いの市町の農政担当部局等にお問い合わせください。

提出書類：被害状況届出書、被害状況が確認できる写真、固定資産台帳の写し等所有者が確認できる資料
その他必要書類

問い合わせ先：福井県農林水産部園芸振興課
(0776-20-0431)